



満開の桜と桃の花（青葉区保木農業専用地区周辺）

- 地の声 ●連合会研修会報告 ●農地法第52条に基づく農地の賃貸料情報 ●賛助会員費
- 事務処理状況 ●担当地区紹介 ●横浜市からのお知らせ ●窓口移転のお知らせ ●農を考える

地の声



各地から花の便りが寄せられ、木々の芽吹きとともに春の訪れを実感できる季節になった。農家は秋の収穫を目指して様々な農作業に追われ、最も慌ただししい時期を迎えている。

私たちが日々健康な生活を送るうえで欠くことができない、安全で美味しい新鮮な野菜や果物を作るためには、土づくりや病害虫の防除などの作業が不可欠である。そして、そのために農家の並々ならぬ努力や苦労があることは言うまでもない。

しかし、「農業は必要だけれど、家の近くでは、やって欲しくない。」「臭いやホコリは我慢できない。」等の苦情が未だに寄せられる。

農地を次世代へ継承し、安心して生活できる住みよいまちづくりを進めるためにも、これまで以上に市民と真正面から向き合うことが必要であろう。市民が農業を実感できる取組を通じて、将来に向けた横浜の農業を市民とともに守り育てて行くために。

連合会研修会を実施しました

平成25年1月29日、農業委員会連合会は、横浜市農地改良協会及び神奈川県農業会議との共催で、研修会を実施しました。講師には、東日本大震災により、約1800haもの農地が被害を受けた宮城県仙台市において、農業復興の指揮を執る農林部参事 佐藤能夫氏をお招きしました。

発災当時の様子から、がれき撤去や除塩作業、農業再生に向けた取組について講演いただきました。

「横浜で大震災が発生したら自分たちはどう動くべきか」と真剣な面持ちで聴講する参加者に、佐藤氏は、「農業委員の皆様は、震災時の被災者救助



や地域の意向の取りまとめ等、農業復興に係る非常に重要な役目を果たす。また農家が日ごろから行っている地域活動や人とのつながりが、非常時の活動にいきっていく」と、市民と行政の協働による減災の重要性を語りかけました。

農地法第52条に基づく農地の賃借料情報

農地の貸し借りの際ご活用ください。

10aあたりの賃借料・(円)

中央農業委員会管内		
	田	畑
平均額	13,600	20,800
最高額	19,900	34,400
最低額	8,100	7,600
南西部農業委員会管内		
	田	畑
平均額	11,200	18,000
最高額	11,900	24,400
最低額	8,500	8,500

平成24年中に利用権設定を行った賃借をもとに算出・100円未満は四捨五入

賛助会員費へのご協力、ありがとうございました

毎年お願いしております神奈川県農業会議の賛助会員費につきましては、多くの皆様にご協力いただき、ありがとうございました。

この賛助会員費は、神奈川県農業会議の農政対策活動に充てられるとともに、横浜市農業委員会の事業にも活用されています。

中央農業委員会管内	1,848,400 円
南西部農業委員会管内	1,210,800 円

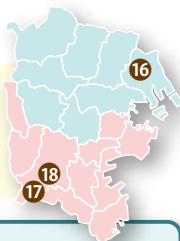
事務処理状況 中央農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格 者証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用 状況確認 (20年明け)
第17回農地部会 12月25日	4件 3,830㎡	7件 2,357㎡	80件 41,340㎡	6件 26,053㎡	1件 864㎡
第18回農地部会 1月25日	5件 6,004㎡	6件 4,910㎡	64件 39,313㎡	3件 10,637㎡	4件 6,380㎡
第19回農地部会 2月26日	3件 8,619㎡	3件 2,172㎡	49件 18,930㎡	3件 5,108㎡	2件 12,745㎡

事務処理状況 南西部農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格 者証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用 状況確認 (20年明け)
第18回総会 12月21日	0件 0㎡	2件 385㎡	33件 24,057㎡	2件 15,416㎡	2件 5,929㎡
第19回総会 1月25日	3件 1,736㎡	1件 103㎡	58件 26,190㎡	3件 14,420㎡	1件 11,048㎡
第20回総会 2月25日	4件 2,990㎡	4件 1,623㎡	38件 11,056㎡	0件 0㎡	1件 12,323㎡

*受付件数並びに面積 *小数点以下切捨て



16 鶴見地区 (中央農業委員会)

鶴見地区は横浜市の北東部に位置する鶴見区の全域で、川崎市、港北区、神奈川区と隣接しています。鶴見川の中流地帯はかつて稲作が盛んでしたが、現在は京浜工業地帯を中心として宅地開発が進んでいます。地区内の農地は市街化区域内の生産緑地が大部分で、獅子ヶ谷には一部調整区域もあります。

市街化の進む鶴見地区ですが、獅子ヶ谷の調整区域にある横浜市農村生活館みその公園「横溝屋敷」には、江戸時代からの暮らしの風景が残っています。四季折々の園内行事が楽しめ、稲作教室などで「農」に触れ合うこともできます。

また、JA横浜の鶴見支店の野菜部では夏と冬に直売を行っていて、皆で力を合わせ頑張っています。直売は毎回好評で、消費者の喜ぶ顔を見ていると、地元の農業者として、また農業委員として、これからも鶴見地区の農業のために努めていきたいと感じます。



よこみぞ いちろう
横溝 市三



17 大正地区 (南西部農業委員会)

横浜市全体から見て南西に位置し、鎌倉市と藤沢市に隣接しているのが大正地区です。露地野菜や、ハウス、果樹、植木など、様々な品目を生産しています。境川沿いには東俣野農業専業地区があり、水田が広がっています。野菜や果樹類、米は直売や市場で販売し、植木は造園業者へ卸売を行っています。また、特区農園や収穫体験ファームが多いのも特徴です。

近年では少子高齢化社会が進み、大正地区でも後継ぎがいない状況が大きな問題となっています。利用権による農地の貸し借りや売買は、面積が大きいとなかなか相手が見つからない場合があります。

農業委員として、このような問題に対し建議や市長要望を通して積極的に取り組んで参りたいと思っています。私どもの力だけでは足りないところもあると思いますので、農家の皆様、市民の皆様からのご協力をよろしくお願いします。



きたむら ひろし
北村 豁



もり とおる
森 徹



すずき やすお
鈴木 康夫

18 戸塚地区 (南西部農業委員会)

戸塚地区とは、JR戸塚駅付近のことを呼んでいます。調整区域が少なく、住宅地の中に生産緑地や市街化農地が多くあります。ネギ、ダイコン、ホウレンソウ等、露地野菜を作っている農家がほとんどで、その多くが個人で直売をしています。

戸塚地区では、農作業から出る廃棄物の処分に苦労しています。畑に埋めるのには限界があり、工業団地にある業者に処分を依頼するには高額のコストがかかります。また、戸塚駅周辺の再開発で人の流れが変わり、共同の直売所が目立たなくなっています。

しかし、再開発によって新しくなった戸塚区の総合庁舎には、地元農家が出店する地産地消コーナーがあります。施設を利用する多くの方々の目に留まることを期待しています。これを機会に地元野菜に興味を持っていただければと願っています。

農業委員となり、多くの農家の方と関わり合うことができました。農業委員でなければ築けなかった関係もあるかと思っています。この関係を大切にし、今後も農業委員の業務に努めて参りたいと思います。



さかま しん
坂間 伸



地産地消コーナー (戸塚区総合庁舎3階)

平成25年度みどりアップ補助事業の受付について



横浜市では横浜みどりアップ計画のうち、下記の補助事業の要望を受け付けます。

事業名	事業内容	要望締め切り
① 施設の省エネルギー化促進事業	温室のカーテン・循環扇等設置	5月31日 ・ 事前に見積書等の提出が必要になりますので、ご希望の方はお早めに、農政事務所にお問合せください。 ・ 事業によっては要望多数のため、ご希望に沿えない場合があります。
② 収穫体験農園の開設支援事業	イチゴの高設栽培施設、果樹棚・多目的ネット、看板等設置	
③ 環境配慮型施設整備事業	農薬飛散防止ネット等設置	
④ 横浜型担い手育成事業	認定農業者等 ^(※) の機械・設備の購入	
⑤ 生産用機械のリース方式による導入事業	機械利用組合・認定農業者の農業機械等リース	
⑥ 牧草による環境対策(奨励事業)	牧草等を栽培する取組みへの奨励金	種まき予定1か月前まで。
⑦ 農業後継者育成(奨励事業)	農業後継者育成への研修に対する奨励金	随時受付。

※認定農業者、環境保全型農業推進者、よこはま・ゆめ・ファーマー、直売ネットワーク参加農家

- 問合せ 【①～⑤】 北部農政事務所 (青葉、旭、神奈川、港北、都筑、鶴見、保土ヶ谷、緑区) ☎ 045-948-2480
 南部農政事務所 (泉、磯子、金沢、港南、栄、瀬谷、戸塚、中、西、南区) ☎ 045-866-8493
 【⑥・⑦】 農業振興課担い手支援担当 ☎ 045-711-0636

人・農地プランについて

地域の農業の課題を解決するため、人・農地プランに位置づけを希望する方を募集しています。

期限
平成25年**9月30日**

主な支援制度

名称	スーパーL資金の金利負担軽減措置	青年就農給付金 (経営開始型)
問合せ	農業振興課 ☎ 045-671-2637	農地保全課 ☎ 045-671-2630

- 問合せ 北部農政事務所 ☎ 045-948-2480
 南部農政事務所 ☎ 045-866-8491
 畜産関係：農業振興課担い手支援担当 ☎ 045-711-0636

南部農政事務所
 南西部農業委員会窓口が
 変わりました

3月11日(月)より、新戸塚区総合庁舎8階窓口にて、業務を開始しています。

- 住所
 〒244-0003
 横浜市戸塚区戸塚町16番地17
 (戸塚区総合庁舎8階)
 ☎ 045-866-8491～7
 ☎ 045-862-4351

農を考える

今こそこれからの
 “農のある街づくり”
 を考えよう!



二〇〇九年四月一日発行の本紙創刊第一号の当コラムで、農のある街づくりという都市農業の代表的キャラクターは、横浜が発祥の地であることが紹介されている。

一九八〇年代半ば、横浜の農業・農政の未来に危機感をもった若手職員たちが「農業を産業と位置づけるだけの農政でいいのだろうか？ 横浜に農業があることは横浜市民にとってもメリットがあるのではないか？ 農の本当の意味を考えてみよう！」という議論を始め、その中からこの絶妙なコピーが誕生したのである。

農業が生産するものは食べ物だけではなく、多様な価値をも生み出すという意味を含んで「農」という言葉を使ったこと。また、「街」という漢字には、街に暮らす人の生活感を込めたこと。そして、行き過ぎた近代化によって大きく歪んだ現代社会の再生のキーワードこそが、農のある街づくりであると主張した。

この記事からまる四年が経過したが、この間に私たちは東日本大震災を経験した。そしてこの未曾有の自然災害によって、近代化の最大の象徴であった原子力発電所の脆弱さを否応なしに認識させられることとなる。一方で、高齢化社会の二層の進行とともに、横浜市の人口は、二〇二〇年をピークに減少に転じると推計されている。

今こそ、三〇余年前に提起された、農のある街づくりの原点に戻って、真に安心、安全かつ心地よい街をつくり出すことを目指すべき時が来ているというところを、皆が心すべきであろう。農と農政に携わる者として、明るい未来を見通したいものである。